

タクシー運賃表

1.距離制運賃

車 種 別		初 乗 運 賃 最初の 1.06 km	加 算 運 賃
特定大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車、小型自動車のうち、車種区分が普通車、大型車以外のもの。	910 円	121メートルまで 増すごとに100円
大 型 車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車（ハイブリッド自動車を除く。）のうち、排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって、乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって、乗車定員 6 名以下のもの。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員 7 名以上のもの。	840 円	122メートルまで 増すごとに100円
普 通 車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下であって乗車定員 7 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下であって、乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める小型自動車のうち、内燃機関を搭載するものであって、乗車定員 7 名以下のもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車のうち、内燃機関を搭載しないものであって、乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 37 号）別紙 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。 患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員 6 名以下のもの。	700 円	200メートルまで 増すごとに100円

2.時間距離併用運賃

車 種 別	運	賃
特定大型車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について	0 分 4 5 秒について 100 円の割合
大 型 車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について	0 分 4 5 秒について 100 円の割合
普 通 車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について	1 分 1 5 秒について 100 円の割合

3.時間制運賃

車 種 別	運	賃
特定大型車	最初の 30 分まで 6,500 円	以後 30 分ごとに 6,500 円
大 型 車	最初の 30 分まで 6,400 円	以後 30 分ごとに 6,400 円
普 通 車	最初の 30 分まで 4,550 円	以後 30 分ごとに 4,550 円

4.料 金

(1) 待料金

特定大型車 = 0 分 4 5 秒について 100 円の割合 大 型 車 = 0 分 4 5 秒について 100 円の割合
普 通 車 = 1 分 1 5 秒について 100 円の割合

(2) 迎車回送料金 1 車 1 回ごとに 200 円

5.運 賃 の 割 増

(1) 深夜早朝割増 22 時から翌日 5 時まで 2 割増

(2) 冬期割増 飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡、上水内郡信濃町・飯綱町、北安曇郡小谷村・白馬村・大町市(旧美麻村のみ)の地域 ただし、当該地域を走行する自動車に限る。
12月24日から3月5日まで 2 割増

(3) 寝台割増 2 割増

6.運 賃 の 割 引

(1) 身体障害者・知的障害者割引 1 割引

(2) 遠距離割引 距離制運賃で 9,000 円を超える額について 1 割引

(3) 運転免許返納者割引 1 割引